

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

処 分 庁

平成28年7月10日付けで提起のあった上記処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定に基づく保護費の徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

本件審査請求は、審査請求人が就労収入を過少申告し、保護費を不当に受給したことを理由に、処分庁が審査請求人に対し行った本件処分について、その取消しを求めるものです。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約する

と次のとおりです。

(1) 生活保護費の不正受給をした覚えはない。仮に就労収入の申告漏れがあるとしても、勤務先が申し出た金額と審査請求人が申告した金額が違いすぎる。

審査請求人は、この就労収入の金額の違いを、処分庁の職員と共に確認しようとしたが、勤務先から拒否され、調べることができなかった。

(2) 審査請求人は障害者で、足も悪く、限られた仕事しかできない。その上、仕事があるときだけ電話があるので、仕事の日数も時間も定まっておらず、勤務日数は月に10日前後である。障害があるために無理はできないので1か月間に23日(審査請求人が勤務先に電話して聴き取ったとされる平成26年2月の勤務日数)も働くことはありえない。

(3) 処分庁からは再三にわたり不正受給であると言われた。処分庁は、勤務先の申告だけを信じており、審査請求人が本当のことを言ってもわかってもらえない。

(4) 処分庁が収入認定をするに当たり、「勤務先が勤務場所への送り迎えをしていた」として、交通費を必要経費として認めていないのはおかしい。送り迎えをしていたということはなく、だからこそ給与明細に交通費の記載がある。勤務先が申告した給料は信じて、交通費は信じないのはおかしい。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由を要約すると次のとおりです。

(1) 平成25年11月から平成26年4月までに、「XXXXXXXXXX」(以下「本件勤務先」という。)から審査請求人に支払われた給与の総額は453,550円である。これに対し、審査請求人が収入申告した総額は124,770円で、過少申告した金額は328,780円である。平成25年11月1日から返還会議を開催した平成28年4月12日までに審査請求人世帯に処分庁が支給した保護費は、2,898,347円であるため、審査請求人が過少申告した金額の全額について、不正に保護を受けた額として、徴収金額を決定した。

審査請求人は、平成27年10月の面談で、はっきりと過少申告を認めなかったが、記憶があいまいであると述べている。

(2) 審査請求人は、本件勤務先から回答があった金額の収入を得られるほど審査請求人が就労したとは考えられないとして、就労収入の過少申告を否定しているが、次の理由から当該主張は根拠がない。

ア 審査請求人に対しては、収入や就労先を届け出る義務について説明していたにもかかわらず、審査請求人は、就労の事実及び給与収入を得ていた事実

を、処分庁の職員が当該事実発生後に訪問等した機会に届け出なかった。

平成26年5月23日に処分庁の職員が審査請求人宅を訪問して、同年3月分及び4月分の収入申告を行うよう求めた際、審査請求人が「3月分の給与明細書は紛失した。4月分は支給されていない。」と答えたため、再度の指導を行ったところ、同年6月30日によりやく収入申告を行うなど、届出が著しく遅滞している。

審査請求人は、平成26年6月30日の収入申告においては、同年4月は働いていない旨を申告し、また、平成27年9月29日の面談においても、「平成26年3月までしか働いていない。」と答えているが、実際には平成26年4月5日付けで本件勤務先を退職しており、同月には11,540円の給与が支給されていた。

以上のとおり、就労に係る審査請求人の収入申告が適正であったとは言えない。

イ 審査請求人は、就労していた当時、仕事が忙しいので通院できていない旨を処分庁の職員に話していたが、審査請求人が申告した就労日数は、平成25年11月が2日、同年12月が6日、平成26年1月が2日、同年2月が6日、同年3月が2日であり、そのとおりであれば、通院に支障をきたすとは考えがたい。このように、就労日数に係る審査請求人の申告内容には疑義があり信用できない。

ウ 本件勤務先が回答した給与支払金額と審査請求人が実際に受領した金額が相違しているとの審査請求人の主張を裏付ける事実関係がない。

また、平成27年12月1日、XXXXXXXXXX（審査請求人の母。以下「代理人」という。）が、本件勤務先に問い合わせた後、審査請求人の不正受給を一部認めている。

さらに、審査請求人と代理人が本件勤務先の回答に納得しないため、本件勤務先の回答が間違っているのであれば、修正申告を要請するよう助言し、また、処分庁の職員が労働問題の相談窓口を紹介し、相当な期間を与えたにもかかわらず、両者は相談しなかった上、代理人からは、審査請求人がはっきりしないため労働問題の専門機関に相談できないとの報告があった。

(3) 処分庁は、被保護者に係る収入申告書については、総収入、必要経費及び差引き収入を記載して提出させる取扱いとしている。また、被保護者は、就労に際して交通費等の必要経費がある場合、その挙証資料や積算根拠を添付して申告しなければならない。

しかし、審査請求人が提出した平成25年11月から平成26年4月までの収入申告書には、必要経費の欄は「0」と記入されている。また、審査請求人は、平成25年12月25日の面談の際に、「勤務先へは本件勤務先に送り

迎えしてもらっている。」と処分庁の職員に話している。

また、ガソリン、軍手、スコップ等の就労に際して必要な道具類についても、必要経費がある場合、その領収書等を添付して収入申告しなければならないが、収入申告書の必要経費の欄は「0」と記入されているだけでなく、処分庁の職員との面談の際にも、必要経費についての話はなかった。

以上のことから、処分庁が必要経費を認定していないことには正当性がある。

理 由

処分庁は、福岡県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の調査に対し、審査請求人の障がい程度からその稼働能力に制限があるとの認識を持ちつつも、生活保護受給者の中には、稼働能力に制限があっても、所管する福祉事務所長が想定した稼働能力を超えて就労する者もいることから、審査請求人が、想定した稼働能力を超えて就労し、又はその障がいに対する適職に従事したが、それを処分庁に届け出ず、不正に生活保護費を得たと判断して本件処分を行った旨回答しました。

しかし、処分庁が認定した審査請求人の就労収入額の根拠となるものは、法第29条に基づく勤務先等への調査結果のみであり、その結果は、処分庁が審査請求人の障がい程度から想定していた稼働能力と大幅に乖離しているとともに、審査請求人の申告内容とも相違しています。そして、審査請求人の就労日数及び就労収入額の数字が平成26年1月から3月の3か月間だけ不自然に突出していることについて、処分庁としてはその理由を確認していません。

不利益処分である本件処分を行うに当たっては、処分庁においてその要件が存在することを確認すべきものでありますが、本件処分については、審査請求人が知的障がいを持っていることから通常より更に慎重な対応が求められるところ、事件記録及び審査会への回答に照らし、審査請求人の勤務先等への調査により入手した給与等支払証明書等の内容と審査請求人の申告内容が相違していることについて、処分庁が疑問を持ちこれについて十分な調査を尽くしたとはいえ、また、本件審査請求人にこの点について挙証を求めるのは適当ではないというべきです。そうすると、審査請求人の就労収入額についての処分庁の認定は、上述の事情に照らし、合理的なものであると認めることはできません。

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。

平成29年10月18日

福岡県知事 小川 洋
(保護・援護課 保護指導係)

